

役員報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、山作LLC 合同会社(以下「当法人」という。)の代表社員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1)役員とは、代表社員をいう。

(2)報酬等とは、その名称の如何を問わず、職務遂行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称のいかんを問わず、また、費用とは明確に区別されるものとする。

(3)費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む。)等の経費をいい、報酬等とは明確に区別されるものとする。

2 役員報酬額は、総社員の同意を持って定める。支払いについては通貨で直接その全額を支払う。但し、役員個人の同意がある場合には、その指定する金融機関の口座(証券総合口座を含む)に振り込むことにより報酬を支払うものとする。

(賞与、退職慰労金等)

第3条 当法人は、役員に対し、前条に規定する報酬等以外に、賞与、退職慰労金その他の報酬等は、総社員の同意を持って定める。

(費用)

第4条 役員が負担した費用については、これの請求があつた日から遅滞なく支払うものとする。

(改定)

第5条 この規程の改定は、総社員の同意により行うものとする。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、総社員で定めるものとする。

附則 この規程は、2025年10月1日から施行する。